

12. 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様	備考																							
照明器具	<p>照明器具はLED照明器具を原則とする。</p> <p>【水準1】</p> <p>①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="224 383 1037 637"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">120lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">85lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="208 1018 1022 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">固有エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">105lm/W以上</td> <td rowspan="3">80lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">90lm/W以上</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①分割制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120lm/W以上	昼白色	白色	温白色	85lm/W以上	電球色	光源色	固有エネルギー消費効率		投光器	防犯灯	昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上	昼白色	白色	温白色	90lm/W以上	対象外	電球色	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P112~114を 参照すること。</p> <p>■表について ・「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ラ ンプ・LEDの光源色及び演色性 による区分)に規定する光源色の 区分に準ずるものとする。 ・昼光色、昼白色、白色、温白色 及び電球色以外の光を発するも のは、本項の「LED照明器具」に 含まれないものとする。 ・ダウンライトのうち、器具埋込穴 寸法が300mm以下であって、光 源色が昼光色、昼白色及び白色 のものについては、固有エネル ギー消費効率の基準を95 lm/W 以上、温白色及び電球色のもの については、固有エネルギー消 費効率の基準を90lm/W以上とす る。</p> <p>・高天井器具のうち、光源色が昼 光色、昼白色及び白色のものに ついては、固有エネルギー消費 効率の基準を130lm/W以上とす る。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準 (平成11年消防庁告示第2号)に 定める誘導灯は、LED照明器具 には含まれないものとする。</p>
光源色	固有エネルギー消費効率																								
昼光色	120lm/W以上																								
昼白色																									
白色																									
温白色	85lm/W以上																								
電球色																									
光源色	固有エネルギー消費効率																								
	投光器	防犯灯																							
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上																							
昼白色																									
白色																									
温白色	90lm/W以上	対象外																							
電球色																									

LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【水準1】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P112を参照 すること。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準 (平成11年消防庁告示第2号)に 定める誘導灯は、内照式表示灯 には含まれないものとする。</p>
直管蛍光ランプ (大きさの区分40形蛍光 ランプ)	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① Hfインバータ方式器具に使用するランプの場合は、高周波点灯専用形(Hf)であること。 ② 一般形(ハロゲン酸カルシウム蛍光体使用)蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.ランプ効率が80lm/W以上であること。 イ.管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ.水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ.定格寿命は10,000時間以上であること。 ③ 3波長形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ.管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ.水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 エ.定格寿命は10,000時間以上であること。 オ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p>	
★電球形状 のランプ	<p>電球形状のランプは電球型LEDランプを原則とする。</p> <p>【水準1】 ①ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 ②上記①以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ④定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)』(P115～117)のうち判 断の基準①を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表につ いては、「資料編P7～8」より引用 すること。</p> <p>■代替不可能な場合を除き、白 熱球は購入しないこと。</p> <p>■特別な事情等によりLED以外 の電球型ランプを購入する場 合は、『環境物品等の調達の推 進に関する基本方針(平成30年 2月)』(P115～117)の判断の基 準②及び③に基づき購入する こと。</p>